

議第 80 号

呉市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

呉市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 28 年呉市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に，下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 15 章 略</p> <p>第 16 章 雑則（第 213 条）</p> <p>付則 （準用）</p> <p>第 212 条 第 10 条から第 13 条まで，第 15 条から第 18 条まで，第 20 条，第 21 条，第 24 条第 2 項，第 29 条，第 34 条の 2，第 36 条の 2 から第 42 条まで，第 59 条から第 62 条まで，第 68 条，第 70 条から第 72 条まで，第 76 条，第 77 条，第 83 条，第 88 条から第 90 条まで，第 91 条（第 10 号を除く。）及び第 92 条から第 94 条までの規定は，特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において，第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 212 条第 1 項において準用する第 91 条」と，第 16 条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と，第 21 条第 2 項中「次条第 1 項から第 3 項まで」とあるのは「第 212 条第 2 項において準用する第 84 条第 2 項及び第 3 項，第 212 条第 3 項及び第 5 項において準用する第 128 条第 2 項及び第 3 項並びに第 212 条第 4 項において準用する第 139 条</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 15 章 略</p> <p>第 16 章 雑則（第 213 条・<u>第 214 条</u>）</p> <p>付則 （準用）</p> <p>第 212 条 第 10 条から第 13 条まで，第 15 条から第 18 条まで，第 20 条，第 21 条，第 24 条第 2 項，第 29 条，第 34 条の 2，第 36 条の 2 から第 42 条まで，第 59 条から第 62 条まで，第 68 条，第 70 条から第 72 条まで，第 76 条，第 77 条，第 83 条，第 88 条から第 90 条まで，第 91 条（第 10 号を除く。）及び第 92 条から第 94 条までの規定は，特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において，第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 212 条第 1 項において準用する第 91 条」と，第 16 条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と，第 21 条第 2 項中「次条第 1 項から第 3 項まで」とあるのは「第 212 条第 2 項において準用する第 84 条第 2 項及び第 3 項，第 212 条第 3 項及び第 5 項において準用する第 128 条第 2 項及び第 3 項並びに第 212 条第 4 項において準用する第 139 条</p>

第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第212条第2項において準用する第84条第2項、第212条第3項及び第5項において準用する第128条第2項並びに第212条第4項において準用する第139条第2項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービスを行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第212条第1項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあっては、3月）」と、第61条中「前条」とあるのは「第212条第1項において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第212条第1項において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第212条第1項において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第212条第1項において準用する第90条」と、同項第4号から第6号中「次条」とあるのは「第212条第1項」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第94条第1

第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第212条第2項において準用する第84条第2項、第212条第3項及び第5項において準用する第128条第2項並びに第212条第4項において準用する第139条第2項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービスを行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第212条第1項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあっては、3月）」と、第61条中「前条」とあるのは「第212条第1項において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第212条第1項において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第212条第1項において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第212条第1項において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第212条第1項」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例

項中「前条」とあるのは「第212条第1項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2～5 略

第16章 雑則

訓練等給付費」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第212条第1項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2～5 略

第16章 雑則

(電磁的記録等)

第213条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第95条、第95条の5、第123条、第131条、第131条の4、第142条、第142条の4、第155条、第168条、第173条、第177条、第177条の12、第177条の20並びに第212条第1項において準用する場合を含む。）、第15条（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第131条、第131条の4、第142条、第142条の4、第155条、第168条、第173条、第177条、第177条の12、第177条の20、第194条、第194条の11、第205条並びに第212条第1項において準用する場合を含む。）、第54条第1項、第104条第1項（第110条の4において準用する場合を含む。）、第183条第1項（第194条の11及び第205条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、

<p>(委任) 第213条 略</p>	<p>当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p> <p>(委任) 第214条 略</p>
-------------------------	---

付 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。